京都大学大学文書館利用等要項(平成13年2月27日総長裁定)一部改正 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前	備考
[略](写しの交付)第19 [略]2 写しの交付は、当該特定歴史公文書等の媒体に応じて、次の各号に定め	[略](写しの交付)第19 [略]2 写しの交付は、当該特定歴史公文書等の媒体に応じて、次の各号に定め	
る方法について、大学文書館が指定した方法のうちから当該利用請求者が 希望する方法により、実施するものとする。この場合において利用請求者 は、併せて部数を指定しなければならない。 (1) 文書又は図画(法第16条第3項の規定に基づく利用のために作成 された複製物を含む。)	る方法について、大学文書館が指定した方法のうちから当該利用請求者が 希望する方法により、実施するものとする。この場合において利用請求者 は、併せて部数を指定しなければならない。 (1) 文書又は図画(法第16条第3項の規定に基づく利用のために作成 された複製物を含む。)	
 ア 用紙に複写したもの [削除] <u>イ</u> スキャナ等により読み取ってできた電磁的記録 <u>ウ</u> スキャナ等により読み取ってできた電磁的記録を用紙に出力したもの 	 ア 用紙に複写したもの <u>イ 撮影したマイクロフィルムのネガ</u> <u>ウ</u> スキャナ等により読み取ってできた電磁的記録 <u>エ</u> スキャナ等により読み取ってできた電磁的記録を用紙に出力したもの 	特定歴史的公文書等の写しの交付方法の見直しを 行ったことに伴い、撮影したマイクロフィルムの ネガによる交付を廃止するため改正するもの。
工 スキャナ等により読み取ってできた電磁的記録を光ディスク(日本産業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。)に複写したもの	<u>オ</u> スキャナ等により読み取ってできた電磁的記録を光ディスク(日本産業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。)に複写したもの	
<u>オ</u> スキャナ等により読み取ってできた電磁的記録を光ディスク(日本産業規格 X 6 2 4 1 に適合する直径 1 2 0 ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。) に複写したもの(2) [略]	<u>カ</u> スキャナ等により読み取ってできた電磁的記録を光ディスク(日本産業規格X6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。)に複写したもの(2) [略]	
3 [略] 4 [略] 5 [略] (手数料)	3 [略] 4 [略] 5 [略] (手数料)	
第20 第19により写しの交付を受ける者は、料金表に基づき算出した手数料を次の各号のいずれかの方法により納付しなければならない。 (1) 閲覧室の受付における現金納付 (2) 本学が指定する銀行口座への振込納付(振込に係る手数料は、写しの交付を受ける者が負担するものとする。)	第20 第19により写しの交付を受ける者は、料金表に基づき算出した手数料を閲覧室の受付において現金で納付し、又は大学文書館に郵便書留で送付しなければならない。この場合、大学文書館に郵便書留で送付する際において必要な費用は、当該利用請求者が負担するものとする。	
	[略]	

料金表(第20関係	 系)		料金表(第20関係	 系)		
特定歴史公文書等の 媒体	写しの交付の実施の方法	実施手数料の額	特定歴史公文書等の 媒体	写しの交付の実施の方法	実施手数料の額	
1 文書又は図画	イ 複写機により用紙 <u>(日本産</u>	用紙1枚につき20円、	1 文書又は図面	イ 複写機により用紙に複写	用紙1枚につき20円、	規程本文との用語の統一を図るとともに、用語の
(第6及び法第1	業規格A4判、B4判又はA	カラー出力60円	(第6及び法第1	したものの交付(第6及び法	カラー出力 6 0 円 <u>(B 4</u>	定義を明確にするため改正するもの。
6条第3項の規定	3判をいう。以下この表にお		6条第3項の規定	第16条第3項の規定に基	判及びA3判について	
に基づく利用のた	<u>いて同じ。)</u> に複写したもの		に基づく利用のた	づく利用のために作成され	も同じ。)	
めに作成された複	の交付(第6及び法第16条		めに作成された複	た複製物に限る。)		
製物を含む。)	第3項の規定に基づく利用		製物を含む。)			
	のために作成された複製物					
	に限る。)					
	[削除]	[削除]		ロ 撮影したモノクロマイク	1コマの撮影につき8	特定歴史的公文書等の写しの交付方法の見直しを
				ロフィルムのネガの交付	0円(間紙が必要な場合	行ったことに伴い、撮影したマイクロフィルムの
					は90円)	ネガによる交付及び用紙に出力したものの交付を
	[削除]	 [削除]		ハ 撮影したモノクロマイク	用紙1枚につき120	廃止するため改正するもの。
				ロフィルムを用紙に出力し	円(B4判については1	
					40円、A3判について	
				·	は180円)	
	ロ スキャナ等により読み取	文書又は図画1枚ごと				特定歴史的公文書等の写しの交付方法の見直しを
	ってできた電磁的記録の情					行ったことに伴い、スキャナ等により読み取って
	報通信技術を用いた交付(第					できた電磁的記録の情報通信技術を用いた交付方
	6及び法第16条第3項の					法にかかる実施手数料の額を定めるため改正する
	規定に基づく利用のために					もの。
	作成された複製物に限る。)					
		文書又は図画 1 枚ごと				
	ってできた電磁的記録の情					
	報通信技術を用いた交付(第					
	6及び法第16条第3項の					
	規定に基づく利用のために					
	作成された複製物を除く。)					
	 ニ スキャナ等により読み取	用紙 1 枚につき 1 2 1		ニ スキャナにより読み取っ	用紙1枚につき110	特定歴史的公文書等の写しの交付方法について、
	ってできた電磁的記録を用			てできた電磁的記録を用紙	円(カラー出力について	外部委託により写しの交付に係る複製物作成業務
	紙に出力したものの交付				は130円)	を実施しているが、人件費及び資材の高騰が原因
	ホ スキャナ等により読み取	 光ディスク 1 枚につき		ホースキャナにより読み取っ		で、現在の手数料額が維持できないため、実施手
	ってできた電磁的記録を光			てできた電磁的記録を光デ		数料の額を改定するため改正するもの。
	ディスク (日本産業規格X0			ィスク(日本産業規格 X 0 6		
	606及びX6281に適			06及びX6281に適合		
	合する直径120ミリメー			する直径120ミリメート		
	トルの光ディスクの再生装			ルの光ディスクの再生装置		

置で再生することが可能なもものに限る。)に複写したものの交付の交付。 フェルナダにより詩な駅水ディスタ1 #*に のま
のの交付
。 フナルナダアトル芸ス的火ニ,フカ1枚アっち
へ スキャナ <u>等</u> により読み取 <mark>光ディスク1枚につき へ スキャナ<u>等</u>により読み取</mark> 光ディスク1枚につ
ってできた電磁的記録を光 <u>1,320円</u> に当該文書 <mark> </mark> ってできた電磁的記録を光 <u>500円</u> に当該文書
ディスク(日本産業規格X6 又は <u>図画</u> 1枚ごとに ディスク(日本産業規格X6 は <u>図面</u> 1枚ごとに <u>7</u>
241に適合する直径12 88円 を加えた額 241に適合する直径12円 を加えた額
0ミリメートルの光ディス
クの再生装置で再生するこ
とが可能なものに限る。)に
複写したものの交付 関 複写したものの交付
2 電磁的記録
ロ 電磁的記録として複写し光ディスク1枚につき ロ 電磁的記録として複写し光ディスク1枚につ
たものを光ディスク(日本産 <u>1,320円</u> たものを光ディスク(日本産 <u>300円</u>
業規格 X O 6 O 6 及び X 6
281に適合する直径12 281に適合する直径12
0ミリメートルの光ディス
クの再生装置で再生するこ
とが可能なものに限る。)に
複写したものの交付 複写したものの交付
ハ 電磁的記録として複写し光ディスク1枚につき ハ 電磁的記録として複写し光ディスク1枚につ
たものを光ディスク(日本産 <u>1,650円</u> たものを光ディスク(日本産 <u>500円</u>
業規格 X 6 2 4 1 に適合す
る直径120ミリメートル
の光ディスクの再生装置で の光ディスクの再生装置で
再生することが可能なもの
に限る。)に複写したものの
交付